

○燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第85号

改正 令和3年7月13日告示第445号

改正 令和5年10月25日告示第386号

(趣旨)

第1条 この告示は、市立小学校の児童及び市立中学校の生徒の体育及び文化の向上並びに遠征費の負担軽減を図ることを目的として、地区大会以上の大会等にかかる経費に対し、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(大会の範囲)

第2条 補助金の交付の対象となる大会(以下「補助対象大会」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる大会及びコンクール
- (2) その他市長が認める各種発表大会、競技会、コンクール等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者が所属する市立小学校若しくは市立中学校の校長、地域スポーツ団体等の代表者又は保護者とする。

- (1) 補助対象大会に出場する市立小学校に在籍している児童又は市立中学校に在籍している生徒
- (2) 前号の補助対象大会に随行する市立小学校又は市立中学校に在籍しているマネージャー
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象大会の区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 地区大会及び県大会 補助対象経費の合計額の3分の2の額

(2) 前号以外の大会 補助対象経費の全額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 遠征計画書

(2) 収支予算書

(3) 大会要綱

(4) 参加選手名簿

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対して、速やかに燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定を受けた事項(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、前2条の規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金変更承認通知書(様式第4号)により、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了後、速やかに燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し及び明細書

(3) その他市長が認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、報告書等の書類により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合するものか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対して燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第7条の規定による決定通知書をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の規定により補助金の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月13日告示第445号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱別表第2の規定は、令和3年度分の燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金から適用し、令和2年度分までの燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和5年10月25日告示第386号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金から適用し、令和4年度分までの燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

学校区分	活動区分	大会名
小学校	文化活動	新潟県小学校バンドフェスティバル 西関東小学校バンドフェスティバル 全日本小学校バンドフェスティバル NHK全国学校音楽コンクール下越地区大会 NHK全国学校音楽コンクール新潟県大会 NHK全国学校音楽コンクール関東甲信越大会 NHK全国学校音楽コンクール全国大会 国若しくは県教育委員会が主催、共催又は後援する各種発表会
中学校	体育活動	新潟県内の地区中学校体育大会

	新潟県中学校総合体育大会 全日本中学校通信陸上競技大会新潟県大会 北信越中学校総合競技大会 全国中学校体育大会
文化活動	新潟県吹奏楽コンクール下越地区大会 新潟県吹奏楽コンクール 西関東吹奏楽コンクール 東日本学校吹奏楽大会 全日本吹奏楽コンクール 新潟県マーチングコンテスト 西関東マーチングコンテスト 全日本マーチングコンテスト 新潟県アンサンブルコンテスト 西関東アンサンブルコンテスト 全日本アンサンブルコンテスト 全日本合唱コンクール新潟県大会 全日本合唱コンクール関東支部大会 全日本合唱コンクール全国大会 NHK全国学校音楽コンクール下越地区大会 NHK全国学校音楽コンクール新潟県大会 NHK全国学校音楽コンクール関東甲信越大会 NHK全国学校音楽コンクール全国大会 国若しくは県教育委員会が主催、共催又は後援する各種意見発表会

別表第2(第4条関係)

対象経費	補助金額	説明
交通費	実際にかかった費用	(1) 大会に参加するために生じる、最も

		<p>経済的な経路方法による経費を上限とする。</p> <p>(2) 旅行傷害保険料は、交通費に含むものとする。</p> <p>(3) 第3条各号に規定する者以外もバス等を利用した場合は、次式で算出された金額とし、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てとする。</p> <p>「実際にかかった費用×第3条各号に規定する者の人数／利用した人数」</p>
宿泊費	1泊7,000円を上限とする実際にかかった費用	<p>(1) 大会の主催者が宿泊施設を定めた場合は、原則としてその施設の宿泊費をもっておこない、食事代を除いた金額とする。(食事代を分けられない場合は、教育委員会と協議により対応する。)</p> <p>(2) 前泊は、大会当日の午前6時に学校を出発した場合は開会式の開始時刻に間に合わない場合に補助対象とする。</p> <p>(3) 後泊は、帰宅時刻が午後11時を過ぎる場合に補助対象とする。</p> <p>(4) 前泊又は後泊する場合は、申請書に理由を明記する。</p>
楽器運搬に要する経費	実際にかかった費用	<p>(1) 業者の大型バス等を利用する場合は、複数社により競争見積を実施し必要経費を算出するよう努めるものとする。</p>
参加費	実際にかかった費用	<p>(1) 参加申込書の郵送料、振込手数料は、補助対象とすることができる。</p> <p>(2) ナンバーカード代、登録費は、参加</p>

		費に含むものとする。
検査費	実際にかかった費用	PCR検査又は抗原検査及び陰性証明等の取得に係る金額とする。ただし、第2条で規定する補助対象大会が当該検査及び証明書等を求める場合に限る。
練習会場借用料	実際にかかった費用	
楽器使用料	実際にかかった費用	

備考

- (1) 食事代は補助対象としない。
- (2) プログラムの購入費は補助対象としない。
- (3) マネージャーは原則1名を補助対象とし、1名を超える場合は申請書に理由を明記する。
- (4) 楽器運搬のための補助員は、必要最小限とし、申請書に人数を明記する。
- (5) 楽器運搬のための補助員の入場料は、補助対象とする。
- (6) 外部指導者の費用は補助対象としない。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

燕市長様

住 所

団 体 名

申請者名(※)

連 絡 先

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付申請書

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 大会名

3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1)遠征計画書

(2)収支予算書

(3)大会要綱

(4)参加選手名簿

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

燕市長

印

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金について、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額 金 円
(交付申請額) (金 円)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

燕 市 長 様

住 所

団 体 名

申請者名(※)

連 絡 先

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 補助金の交付決定額 金 円

3 今回変更申請額 金 円

4 変更後の補助金の申請額 金 円

5 補助事業の完了予定年月日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

6 添付書類

(1)変更事業計画書

(2)収支予算書

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

様

燕市長

㊟

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

- | | | |
|-------------|---|----|
| 1 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 今回変更決定額 | 金 | 円 |
| (変更申請額 | 金 | 円) |
| 3 変更後の補助金の額 | 金 | 円 |

4 交付条件

- (1) この補助金の対象となる補助事業及びその内容は、年 月 日付け補助金変更承認申請書及びその添付書類のとおりとします。
- (2) この補助金は、目的以外の経費に使用できません。
- (3) 燕市補助金交付規則を守ってください。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

燕市長様

住所

団体名

申請者名(※)

連絡先

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業が終了したので、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助金の対象事業費 金 円
- 3 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 4 補助事業の経過及び成果の概要
- 5 添付書類
 - (1)収支決算書
 - (2)補助対象経費に係る領収書又は明細書

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

様

燕市長

㊟

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

燕 市 長 様

住 所

団 体 名

申 請 者 名

㊟

連 絡 先

燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった燕市立小・中学校児童・生徒遠征費補助金を、次のとおり交付くださいますようお願いいたします。

補助決定額	金	円
前回までの交付済額	金	円
今回交付請求額	金	円
(差引残額	金	円)

振込先

銀行名	_____
支店名	_____
口座番号	_____
口座名義人	_____

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)